

介護老人福祉施設重要事項説明書

< 令和 6 年 11 月 1 日 現在 >

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-563-5088 (9:00~18:00)

担当 生活相談員 鈴木 友紀

* 御不明な点は、何でもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム くわの実 の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム くわの実
所在地	埼玉県羽生市大字下新郷字小子松660番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (埼玉県1173900083号)

(2) 施設の職員体制

		常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
管理者		1名		施設管理全般	1名
医師		0名	1名	診療、健康管理等	1名
生活相談員 (介護支援専門員)		1名	0名	生活上の相談等 サービス計画の立案・管理等	1名
栄養士		2名	0名	栄養管理等	2名
機能訓練指導員		0名	1名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
事務職員		0名	1名	財務及び事務一般	1名
看護 介護 職員	看護師	0名	1名	医療、健康管理業務等	1名
	准看護師	2名	0名		2名
	介護福祉士	8名	2名	日常介護業務等	10名
	実務者研修修了者	1名	0名		1名
	2級・初任者研修修了者	1名	0名		1名
	その他	2名	1名		3名
介助員		0名	4名		4名

(3) 施設の設備の概要

定員		50名	静養室	1室 2床
居室	4人部屋	11室	医務室	1室
	2人部屋	8室	食堂	1室
			相談室	2室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
			面会室	1室

3 サービスの内容

①施設サービス計画の立案

… 介護支援専門員が、入所後に入所者またはご家族の希望を考慮して、介護にあたる職員等と協議してサービス計画の案を策定します。

②食 事 … 食事時間は次のとおりです。

朝 食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0
昼 食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
夕 食 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

以上の他、おやつや湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂にておとりいただきますが、面会等の際はご相談ください。

③入 浴 … 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介 護 … 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

⑤機能訓練 … 入所者の状況に応じ、訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑥生活相談 … 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理 … 当施設では、年間1回健康診断を行います。

また、毎週1回は施設内の医務室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧特別食の提供

… 当施設では、通常のメニューのほかに特別食を用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑨理美容サービス

… 当施設では、月に2回理美容サービスを実施しています。
料金は別途かかります。

⑩所持品等の保管

… 居室のスペースに置くことのできない所持品をお預かりできます。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量に制限があります。詳しくは、職員にお尋ね下さい。

⑪レクリエーション

… 当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事を行います。行事によっては、別途参加費のかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明させていただきます。

4 利 用 料 金

① 施設利用料

※地域区分6級区の為1単位=10,27円

	単位数	1日の介護報酬額	1日あたりの自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	589	6,049円	605円	1,210円	1,815円
要介護2	695	7,137円	714円	1,428円	2,142円
要介護3	732	7,517円	752円	1,504円	2,256円
要介護4	802	8,236円	824円	1,648円	2,471円
要介護5	871	8,945円	895円	1,789円	2,684円

② 加算等

	単位数	1日の介護報酬額	1日あたりの自己負担額		
			1割	2割	3割
日常生活継続支援加算	36	369円	37円	74円	111円
介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数の14.0%を加算				

③ 食費・居住費

○食費	1日あたり	1,445円
○居住費	1日あたり	915円

所得に応じて、食費、居住費の負担限度額が設けられ、負担が軽減されます。交付された「介護保険負担限度額認定証」をご提示いただくことにより、下記の料金負担となります。

	1日あたりの食費	1日あたりの居住費
第3段階②	1,360円	430円
第3段階①	650円	430円
第2段階	390円	430円
第1段階	300円	0円

④ 日常生活費等…1日あたり 100円

※預り金出納管理費（50円）、日用品費（50円）としていただいております。

※ただし、入所後30日間に限り、初期加算として1日30円が加算されます。

※入所期間中に入院、または外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

⑤ その他の料金

- ・口座振替手数料 … 1回 150円
- ・理美容費 … 1回 1,500円
- ・その他 … 上記のほか、個人的に使用する物品や嗜好品は自己負担になる場合があります。

⑥ 基本料金の減免措置

施設利用に伴って上記①から⑤の料金をご負担いただくこととなりますが、この料金については次の制度によって軽減を受けられる場合があります。

- 1) 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度
- 2) 1ヶ月の介護サービスの割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた部分が払い戻される制度
- 3) 利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方についての負担軽減制度

⑦ 支払方法

毎月、7日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、銀行振込または施設事務所への現金支払となります。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話でお申し込みください。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 入所者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・入所者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた入所者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合（この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。）
- ・入所者がお亡くなりになった場合

③ その他

・入所者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その催告の日から15日以内に支払わない場合、または入所者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

・入所者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6 施設サービスの第三者評価の実施状況

※令和5年度は未実施。

7 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合には、身元保証人等のご家族や市町村等関係機関に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

8 当施設サービスの特徴等

○ 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 9:00～18:00

※時間外につきましては、事前に電話連絡をお願いします。

- ・外出、外泊 当日の申し出をお受けいたしますが、可能な限り事前の連絡をお願いします。また、体調不良等の場合は、外泊等をご遠慮いただくこともございます。
- ・飲酒、喫煙 可能です。時間や摂取量等は、入所者もしくはご家族と相談して決めさせていただきます。ただし、主治医の指示がある場合は、その限りではありません。
- ・設備、器具の利用 施設の公共設備は入所者で共有します。車椅子や歩行器等が必要な方は、施設の物品を利用することが可能です。
- ・金銭、貴重品の持ち込み 金銭や貴重品の所持に制限はありません。ただし、施設では紛失等の責任は負いかねますのでご了承ください。
入所者もしくはご家族から申し出がある場合、事務所でお預かりすることが可能ですが、金額や量に制限があります。
- ・所持品の持ち込み 特別な事情がある所持品についてはお預かりいたします。ただし、種類や量等に制限があります。
- ・施設外での受診 協力医療機関以外へ受診希望の場合は、原則ご家族での対応となります。

9 緊急時の対応方法

入所者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

10 苦情・ハラスメント処理

施設サービスの提供に係る利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供した施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

11 非常災害対策

- ・防災設備 火災通報装置、スプリンクラー、消火栓、消火器の設置
- ・防災訓練 夜間想定を含めた避難訓練の実施、消火訓練 等
- ・防火責任者 施設長 櫻井 義彦

1 2 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

施設サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 身体拘束等の禁止

施設サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由その他必要な事項を記録します。職員に対する身体拘束等の適正化を図るため委員会を設置し、研修を定期的実施します。

1 5 その他運営についての留意事項

職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（入所者・ご家族含む）体制を整えるほか、職員が入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を防止するための方針の明確化等の措置を講じます。

1 6 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

特別養護老人ホーム くわの実

電話番号： 048-563-5088

○担当者： 生活相談員 鈴木 友紀

(受付時間 9:00 ~ 18:00)

(2) その他

当施設以外に、市町村等の相談・苦情窓口でも受け付けています。

☆苦情等窓口☆			
1	羽生市役所 高齢介護課 介護保険係		
	埼玉県羽生市東6-15	電話番号:	048-561-1121
2	国民健康保険団体連合会 苦情相談専用		
	埼玉県さいたま市中央区下落合1704	電話番号:	048-824-2568
3	特別養護老人ホーム くわの実		
	第三者委員 評議員 永澤 初江	電話番号:	048-565-2673
	評議員 小林 静子	電話番号:	048-565-1040

1.6 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 羽生福祉会
代表者役職・氏名	理事長 櫻井 義彦
本部所在地・電話番号	埼玉県羽生市大字下新郷660 (TEL) 048-563-5088

定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホームの経営
	2 軽費老人ホームの経営
	3 児童養護施設の経営
	4 乳児院の経営
	5 老人デイサービス事業の経営
	6 老人短期入所事業の経営
	7 老人居宅介護等事業の経営
	8 子育て短期支援事業の経営
	9 小規模住居型児童養育事業の経営